

令和6年度推進計画(案) 取組項目 補足資料

No.	取組項目	担当課
1	行政事務、窓口業務のデジタル化	総務課・市民課
2	保育所等の民営化の検討	こども課
3	学校給食調理等業務の民間委託	こども課
4	公共施設等の効果的・効率的な管理	財政課
5	第三セクターのあり方の検討	財政課
6	市有財産の有効活用	財政課
7	官民連携による電子地域通貨システムの導入	企画定住課
8	ガス・水道・下水道事業の官民連携の検討	ガス水道局

※取組項目No.9、No.10は補足資料なし

R5年度 完了	取組項目	担当課
	公営住宅設備管理の民間委託	建設課

第1回行政改革推進委員会

令和6年7月8日

取組項目 No. 1

ーデジタル化の推進による変革ー

糸魚川市DX推進計画

令和5年度 ▶ 令和9年度

－ 目次 －

1 計画の概要	1	3 DX推進の基本方針	18
(1) 計画の趣旨.....	2	(1) 目指すDXの姿.....	19
(2) 計画の位置付け.....	3	(2) DX推進の前提.....	20
(3) 計画の期間.....	4	(3) DXの定義.....	21
(4) 推進体制.....	5	(4) 糸魚川市DX推進計画の全体像.....	22
(5) DX計画・DX事業の振り返り・更新.....	7	(5) なぜ、DXを推進するのか.....	23
2 現状と課題	8	(6) 何を行うのか.....	24
(1) デジタル化に関する国・新潟県の動向.....	9	(7) どのように行うのか.....	25
(2) 糸魚川市の現状と課題.....	10	4 計画の基本施策	26
(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状.....	11	(1) 施策の体系.....	27
(4) DX推進計画とSDGsとの関係.....	17	(2) 実施概要.....	28
		5 用語集	29

1 計画の概要

(1)計画の趣旨

なぜ、糸魚川市はDXに取り組むのか？

デジタルトランスフォーメーション

「DX : Digital Transformation (デジタル技術を用いた変革)」という言葉が表すとおり、「変革」をする必要があるからです。

人口ビジョンや第3次糸魚川市総合計画（以下「総合計画」という。）でも言及しているように、人口減少による生産年齢人口の減少により、地域の活力低下や地域経済活動の縮小、学校や医療、公共交通等の市民生活や経済活動の維持に影響が出てしまう状況にあります。

このような状況の中では、表面的な取組ではなく、根本的かつ本質的な問題に目を向け、それを解決していくという覚悟と思いが不可欠です。

総合計画では、「翠（みどり）の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」という将来像を掲げ、「まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい糸魚川を未来へつなげていくことを目指していきます」としていますが、そのような未来を実現するためには、今までの課題に取り組むだけでなく、「未来に向けた変革」を推進する必要があります。

単にデジタル技術を導入するのではなく、未来に向けて変革を起こすため、DXに取り組みます。

何を実現するための計画なのか？

この計画は、未来の糸魚川市（以下「当市」という。）のために何が必要か、そのために市民サービスや業務改善をどうすべきか、ということを検討し続けるための方策を示すものです。

■市のDX推進の柱

- ①当市がDXを検討・推進していく際に必要となる基本的指針とするため
- ②まちの未来のために何をどのように変革していくべきなのかということを常に考えるため

【市民サービスの変革】

- 質の高い行政サービスの維持・向上のため（時間、手間、経費がかからない状態にする。）

【組織そのものの変革】

- 組織文化や、組織内で行われるコミュニケーション・思考を変革するため

【業務変革】

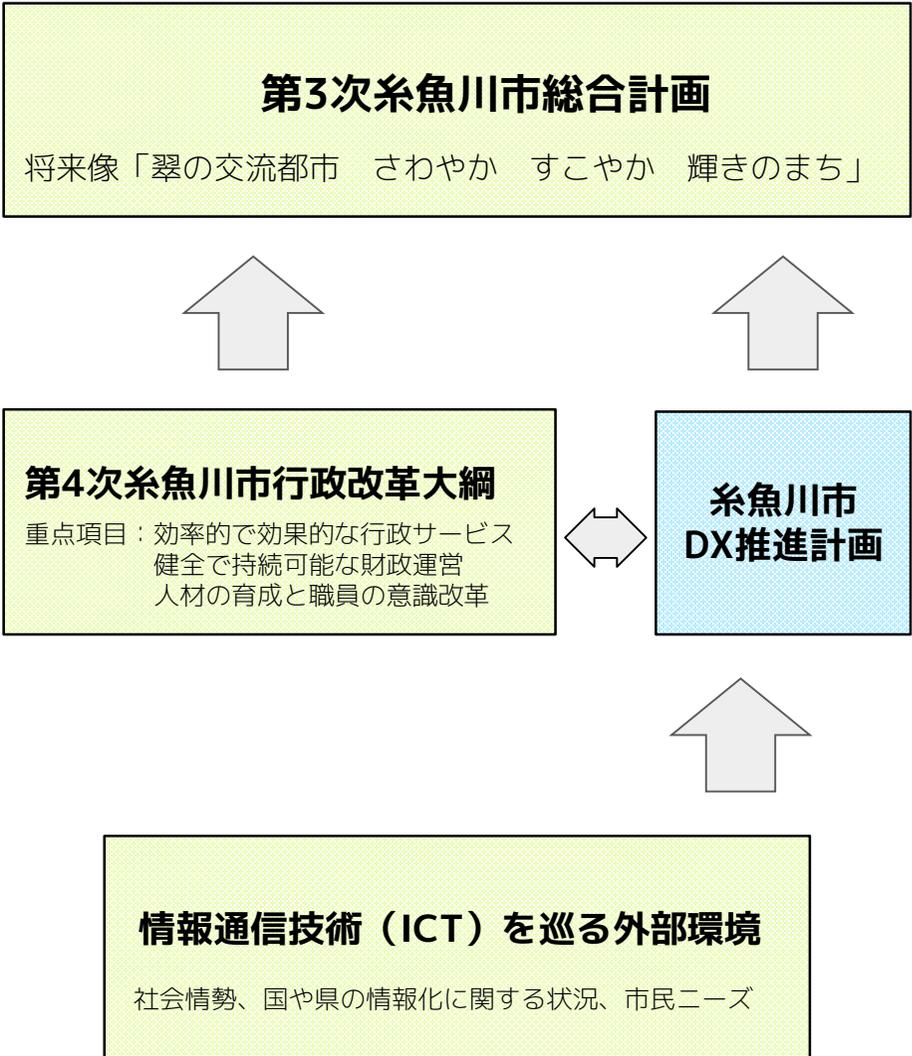
- 行政の業務効率を向上し続けるため
- デジタル技術を活用し、自治体業務そのものを効率化・高度化するため

(2) 計画の位置付け

本計画では、情報化だけでなく、デジタル技術の利活用による変革を目指します。

総合計画をDXにより充実させ、総合計画で掲げている将来像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現をデジタルの側面から推進するための計画として位置付けます。

また、総合計画を運営面から共に下支えする第4次糸魚川市行政改革大綱とも連携し、重点項目である「効率的で効果的な行政サービス」「健全で持続可能な財政運営」「人材の育成と職員の意識改革」の推進に寄与していきます。



(3) 計画の期間

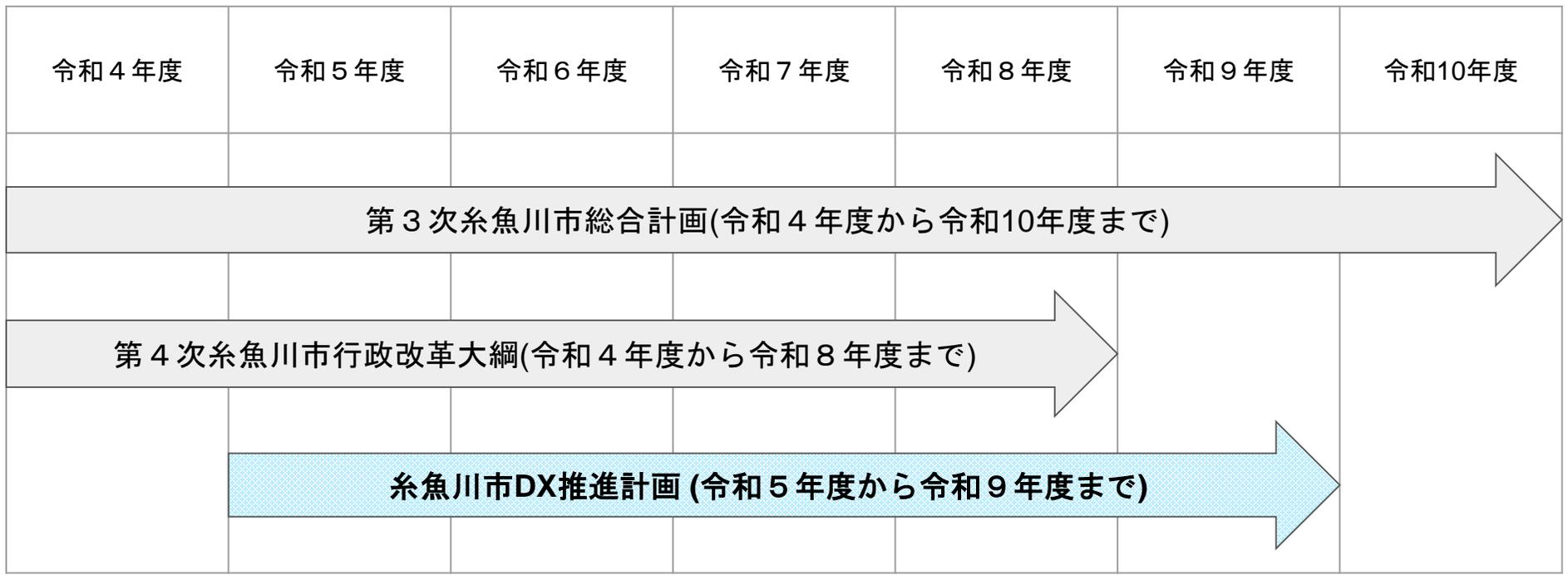
計画期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、情報通信技術（ICT）の動向や社会情勢、市民のニーズの変化に適切に対応できるように、DX推進部門において毎年、審議を行います。

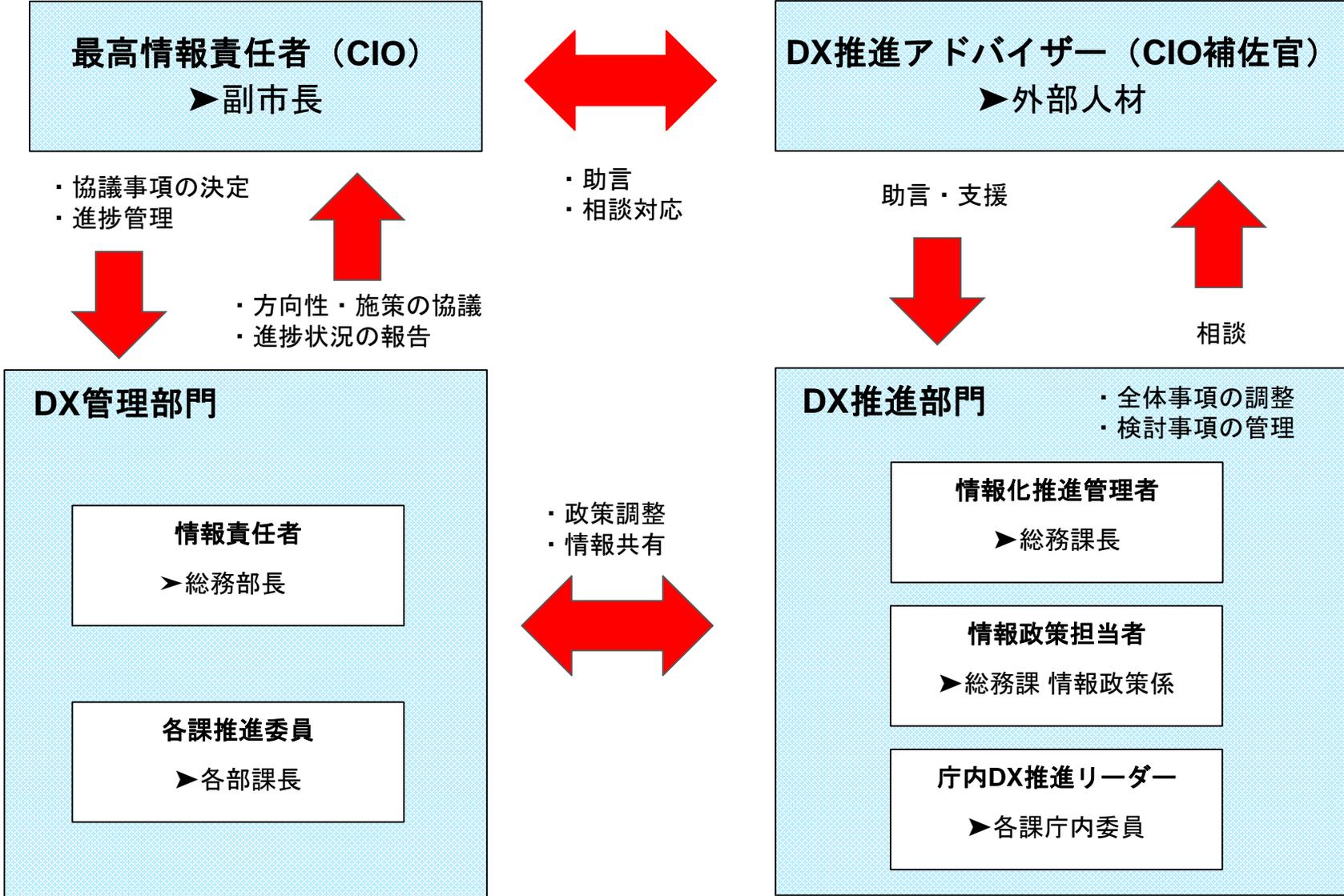
計画期間における見直し

計画期間においても、社会的動向、技術的動向等により、デジタル化が必要な事業を本計画に取り入れることで、必要に応じて見直しを行います。



(4)推進体制

糸魚川市DX推進本部



(4)推進体制

役割

最高情報責任者（CIO）※1…副市長

役割：当市のDX推進における協議事項の決定

DX推進アドバイザー（CIO補佐官）※2…外部人材

役割：当市への助言、相談対応

(1)DX管理部門（DX推進全体の方向性を協議）

情報責任者…総務部長

役割：各課推進委員の統括

各課推進委員…各部課長

役割：DX推進部門の政策調整

(2)DX推進部門（DX事業の検討、実施、検証）

情報化推進管理者…総務課長

役割：DX推進部門全体の管理

DX推進アドバイザーとの意見調整

情報政策担当者…総務課 情報政策係

役割：DX推進担当

庁内DX推進リーダー…各課庁内委員

役割：所管課におけるDX推進担当

若手職員を取り入れたチームとする。

推進方法

- DX管理部門は、DX推進全体を管理し、DX推進部門の進捗管理を行う。
- DX推進部門では、情報化推進管理者の指示の下、若手職員を取り入れて「（別冊）個別施策」にあるDX個別施策の検討、実行、検証を行うプロジェクトチームを設置する。
- 各所管課から集まる庁内DX推進リーダーは、各所属におけるDX推進のための指示及び調整を行う。
- 全国の情勢や、当市の状況に即した施策を実施できるよう、外部人材であるDX推進アドバイザーと連携し、DX推進に取り組む。
- 全庁的な取りまとめ、研修、進捗管理等の担当は、情報政策担当とする。

※1 CIO (Chief Information Officer)

→「最高情報責任者」を意味する。

情報戦略を統括し、情報管理、情報システム運用管理など、情報部門を管轄する役職

※2 CIO 補佐官

→CIOをサポートし、市のDX推進方針に関する提言や、専門的な立場から国等の動向を踏まえ、必要な支援助言を行う役職

(5)DX計画・DX事業の振り返り・更新

- 計画の推進も、事業の推進も、「100%絶対に成功するもの」ではない。
- そのため、計画したことを推進するだけでなく、行ったことから「学習」することが重要
- 「学習」が、DXにおける「変革」の肝である ⇒ 学習できない組織は衰退する。

DX計画の見直し・更新

DX事業の見直し・更新

誰が

- DX推進部門（事務局：総務課）

- 事業所管部署
- 総務課：アドバイス

いつ

- 令和9年度
（技術的・社会的動向により随時更新）

- 毎年
- 更新が必要な場合、可能であれば翌年度事業で対応

どのように

- 更新は随時
- 毎年度検討・修正

- 年度末：担当部署にて各事業の振り返り
- 計画に掲載されている内容の更新

観点

- DXを通じて目指すべき方向性は適切かより具体性を高めるべき点はないか
- DX事業の検討・推進をしやすい仕組みが構築できているか

- 事業の振り返りの観点
 - その事業は当初、何を意図していたか（目的と手段の関係を確認）
 - 事業の結果はどうだったか
 - その結果（成功・失敗）になった要因
 - 今後の事業にどう生かすか（当初の目的と手段の関係の再確認も含めて）

2 現状と課題

(1) デジタル化に関する国・新潟県の動向

国の動向

国においては、令和2年12月に策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」及び令和3年7月に公開された「自治体DX推進手順書」において、自治体に取り組むべき事項として、地方自治体の基幹系情報システム標準化、行政手続のオンライン化など、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」実現のため、重点的に取り組むべき事項が示されています。また、デジタル社会形成基本法の制定や各省庁のデジタル化の司令塔となるデジタル庁が設置され、デジタル化の流れは更に加速しています。

令和4年9月には、「自治体DX推進計画」が改定されデジタル人材の確保、ネットワーク強化、AI・RPA等のデジタル技術や自治体マイナポイントの活用など、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する旨が示されました。

また、デジタル田園都市国家構想では、デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残さないための取組、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決が掲げられ、地方からのデジタル実装が進められています。

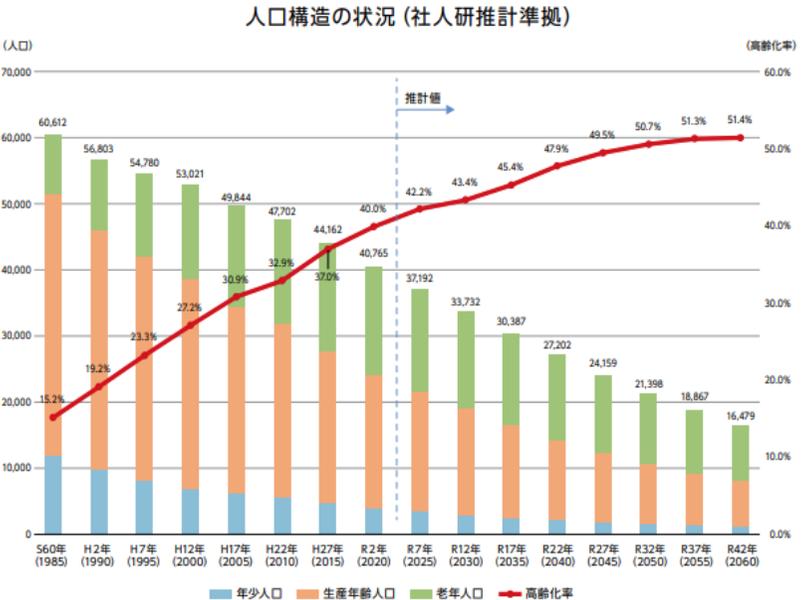
新潟県の動向

新潟県においては、「新潟県総合計画」が令和4年4月に改定され、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」という基本理念の下、デジタル改革の推進として「暮らしにおけるDX」「産業におけるDX」「行政におけるDX」の3つの分野を柱として取り組むこととされています。

(2)糸魚川市の現状と課題

1 人口減少対策

当市においては、全国平均をはるかに上回る勢いで人口減少が進んでいます。人口減少が進むことにより、集落・地域の活力低下や地域経済活動の縮小をもたらすだけでなく、学校や医療、公共交通等の市民生活を営む上で必要な機能の維持が困難になるなど、市民生活や経済活動に大きな影響が出てきています。



2 住み続けたくなるまちづくり

人口減少社会において、市民生活に必要なまちの機能を維持することはもとより、当市に暮らす誰もが、心豊かに充実した生活を送ることができ、「糸魚川に住み続けたい」「糸魚川で子どもを産み育て、いつまでも健康で元気に暮らしたい」と実感できるまちづくりを進める必要があります。

3 地理的特性への対応

当市は海岸、山岳や溪谷など変化に富んだ自然に囲まれており、市域が746.2平方キロメートルと広く、その中に点在して居住しています。また、高齢化に伴い、自動車などの移動手段が限られ、市民生活に大きな影響が出てきています。

4 市職員数の減少

合併当初の正職員数は、平成17年は662人でしたが、定員適正化の取組により、令和4年4月1日現在では492人で170人(25.7%)減となっています。しかし、最近では行政需要の増加と多様化、職員の育児休業・病気休暇による欠員の補充が難しくなり、限られた職員数で多くの業務に対応する必要があります。

(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状

1 自治体の情報システムの標準化・共通化について

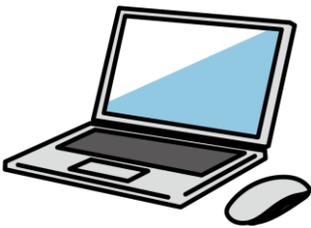
<概要>

市の住民記録、税情報、子育て、健康記録、介護などの情報を扱う基幹系システム20業務について、国の策定する標準仕様に準拠したクラウドシステム(※1)「ガバメントクラウド(※2)」への移行を令和8年3月末までを目標に行う必要があります。

<現状>

令和8年3月末までの基幹系システムのガバメントクラウドへの移行に向けて、準備を行っています。

- ※1 クラウドシステム
→インターネットを介して利用できるコンピュータシステムのこと。
- ※2 ガバメントクラウド
→政府が整備・運用をし、全ての行政機関が共同で利用できるクラウドシステムのこと。



2 自治体の行政手続のオンライン化について

<概要>

行政手続のオンライン化については、「子育て」「介護」「防災」の3分野について、令和4年度までに申請手続をオンライン化するよう国から方針が出ています。

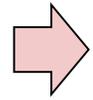
<現状>

令和4年度において国から方針が出ている「子育て」「介護」「防災」におけるオンライン化の手続の実現に向けて、行政手続のオンライン化に係る条例の制定を行いました。

また、オンライン申請については、本人確認にマイナンバーカードを活用し、国のオンライン申請の基盤である「ぴったりサービス」を活用した申請手続として、運用を開始しました。今後は対応する申請手続を拡充していきます。



今まで市役所で申請



これからはどこからでも申請

(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状

3 マイナンバーカードの普及促進について

<概要>

マイナンバーカードについては、国から「令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指す」とされた方針が示されています。この方針により、国でマイナンバーカードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携し、普及促進に取り組んでいます。

<現状>

令和5年1月末時点の人口に対する交付枚数率は、全国では60.08%、新潟県は55.73%(47都道府県中43位)で本市は58.38%(1,741市区町村中、1,107位)であり、おおむね全国平均に近い値となっています。マイナンバーカードの利活用によるデジタル社会を実現するために普及促進をする必要があります。



4 自治体のAI・RPAの利用推進について

<概要>

国の「デジタル・ガバメント実行計画」では、「AI(※1)やRPA(※2)などのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである」と示されており、自治体におけるRPA導入の機運は高まってきています。

<現状>

当市では、業務効率化のためにAI-OCR(※3)とRPAを活用しています。令和4年度では5業務に活用しており、約250時間の効率化を図っています。更なる業務効率化のために今後も利活用を進めます。

- ※1 AI (Artificial Intelligence)
→人工知能のこと。人工的な方法による学習推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。
- ※2 RPA (Robotic Process Automation)
→パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。
- ※3 AI-OCR (Artificial Intelligence Optical Character Recognition)
→AIを取り入れた、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能 (OCR) のこと。

(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状

5 テレワークの推進について

<概要>

テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークは、社会、企業、労働者に対して、生産性の向上や働き方改革、通勤時間の削減など様々な効果をもたらします。

<現状>

当市では、子育てや介護などの理由によりフルタイムで働くことが難しい方に「いといがわテレワークオフィス」にて働く場の提供を行っています。また、市内外の方を問わずに利用できるコワーキングスペースの整備・運営や糸魚川市に来て仕事と余暇を兼ねることができるワーケーションの場を整備し、テレワークの普及とともに関係人口の拡大を図っています。

市役所においては、行政事務についても新型コロナウイルス感染対策や働き方改革に対応するため、遠隔勤務に対応したシステムを導入し、テレワークの試行を行っています。



6 セキュリティ対策の徹底について

<概要>

平成27年度に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、全国の自治体の情報セキュリティ体制は、「インターネット系」「LGWAN系（行政専用ネットワーク）」「マイナンバー利用事務系」の三層に分離されるという、大きな見直しが行われました。

<現状>

当市においても、同事案を受けて情報セキュリティポリシーの改定及び庁内情報ネットワークの刷新を行い、情報セキュリティを強化しました。

また、例年、総務省地域情報化アドバイザーによる庁内の「情報セキュリティ内部監査」を実施し、第三者の視点によるセキュリティチェックを行っています。

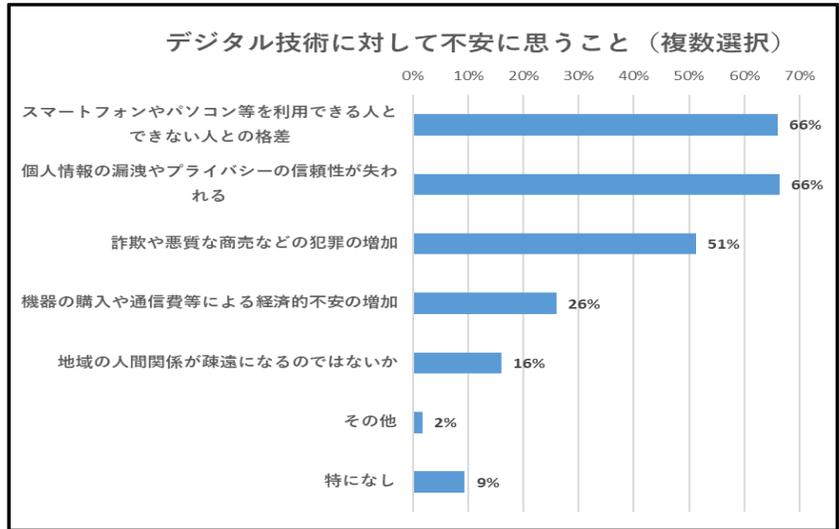
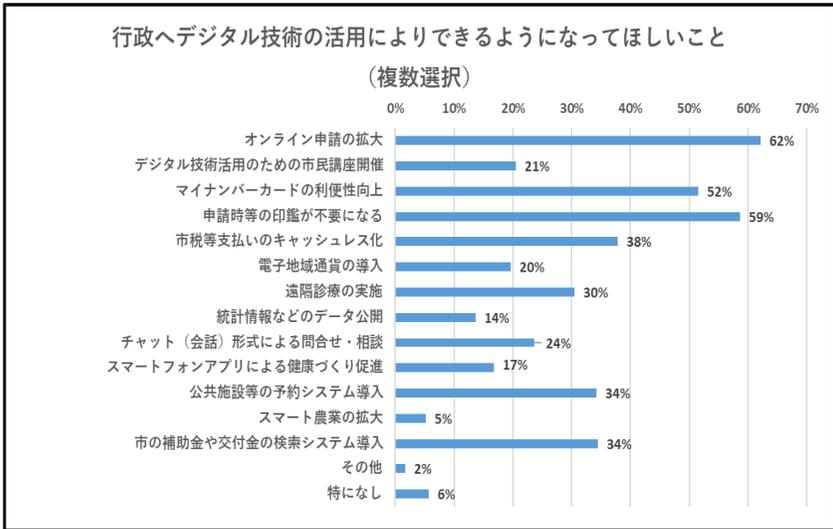
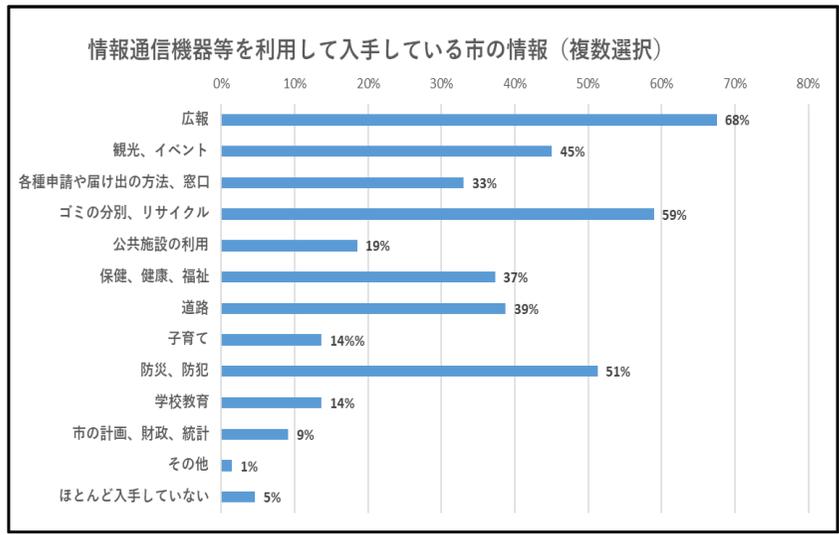
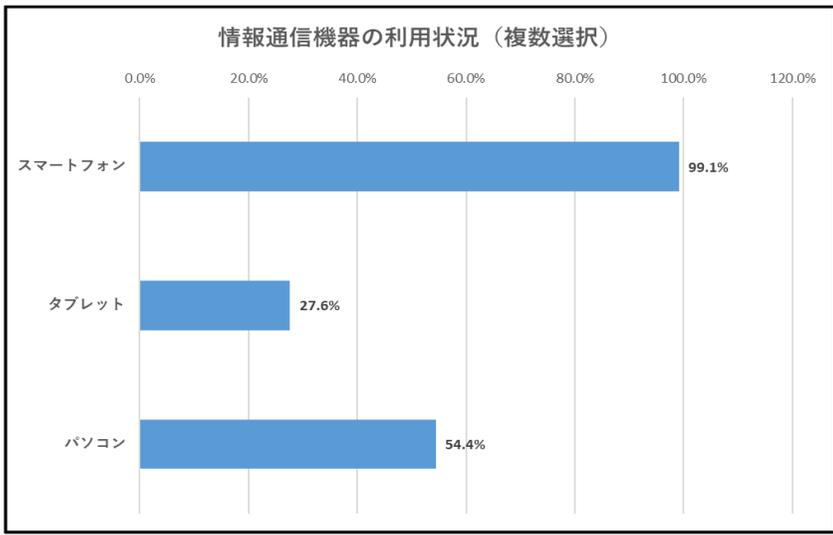
デジタル化の推進により増加する個人情報や市民の情報の管理にあたっては、法令等に則り適正に管理するとともに、糸魚川市情報セキュリティポリシーの改定や職員研修など、継続的にセキュリティ対策を行い、市民の皆様の安心感を確保して参ります。



(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状

アンケート結果（市民）

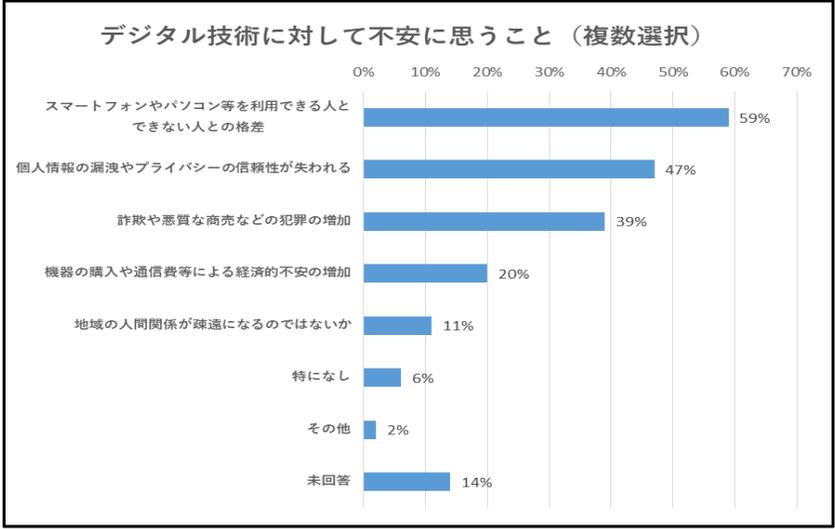
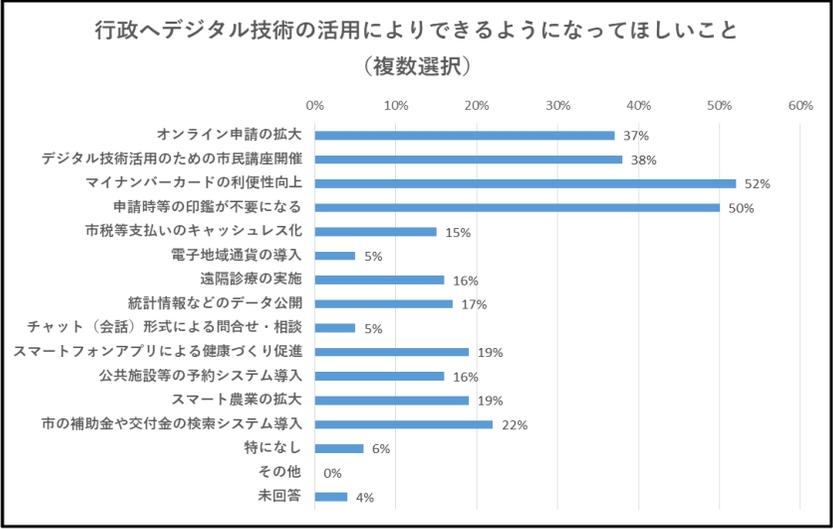
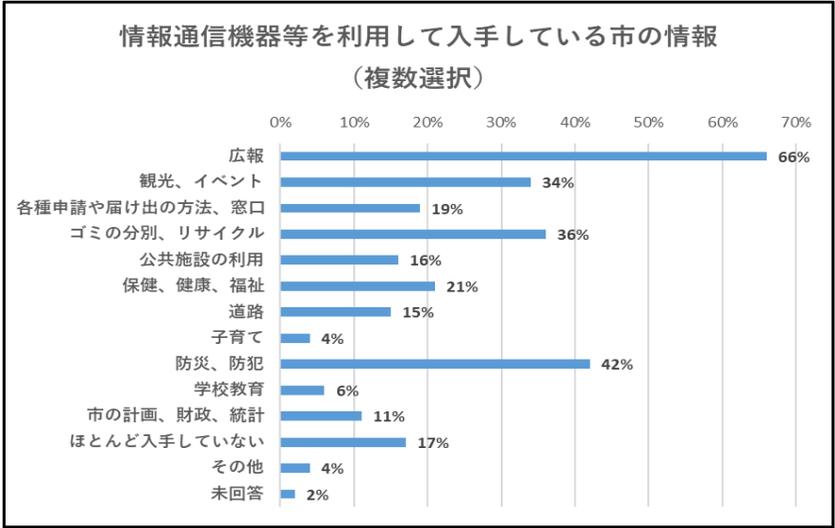
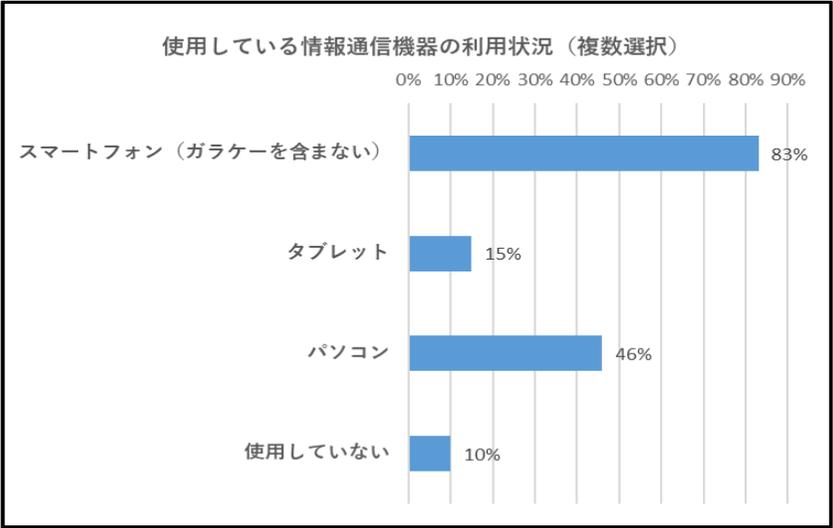
調査期間：令和4年12月14日（水）～28日（水）
 回答者数：市民 351名（市公式LINEによりアンケート調査）



(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状

アンケート結果（市民）

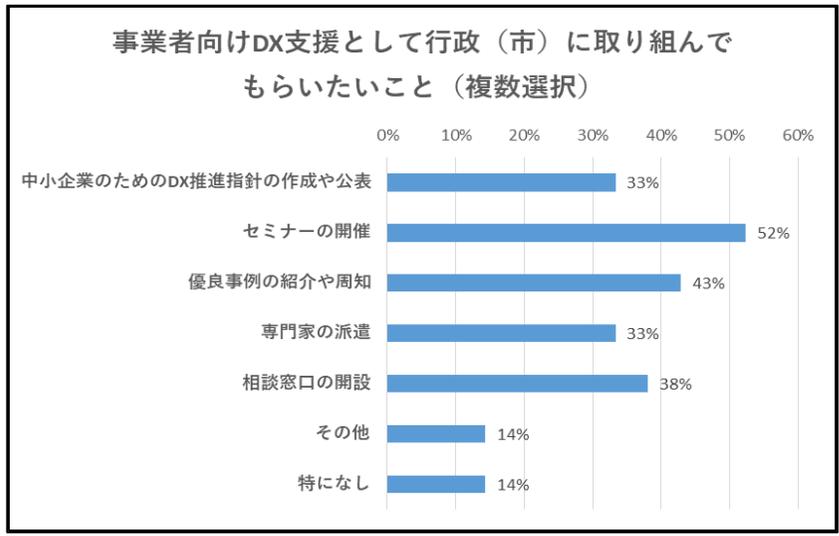
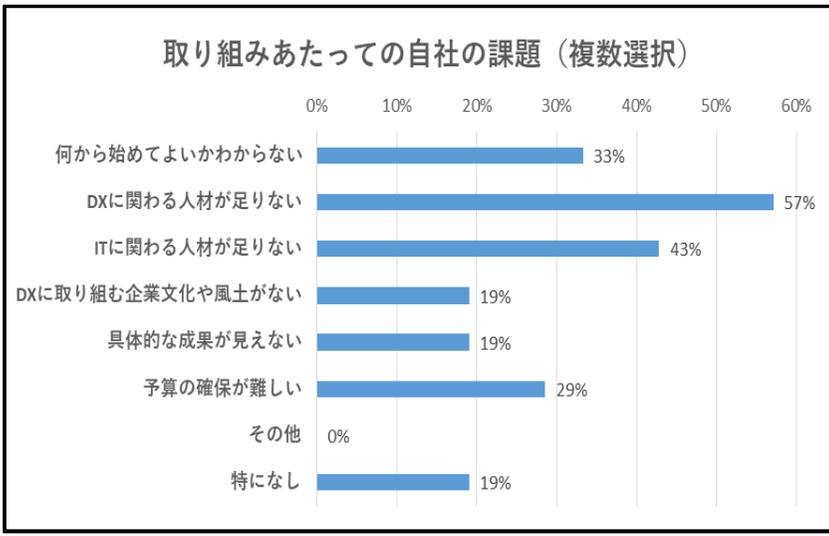
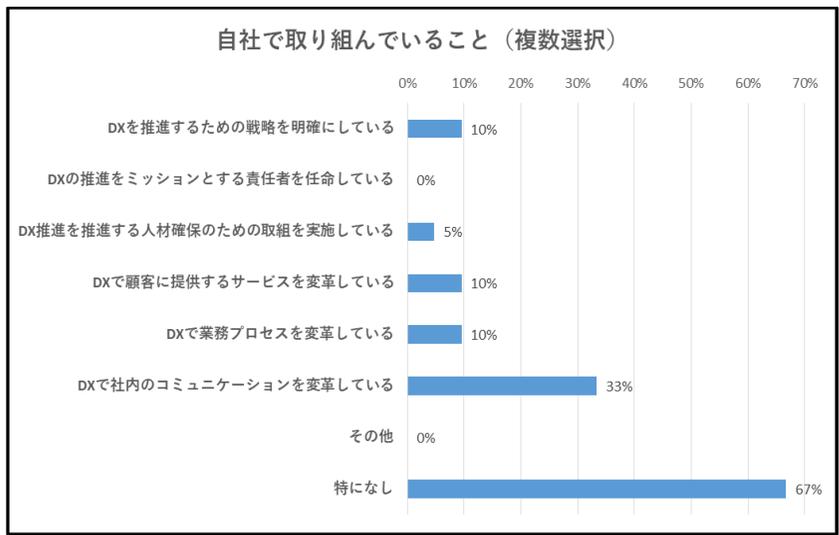
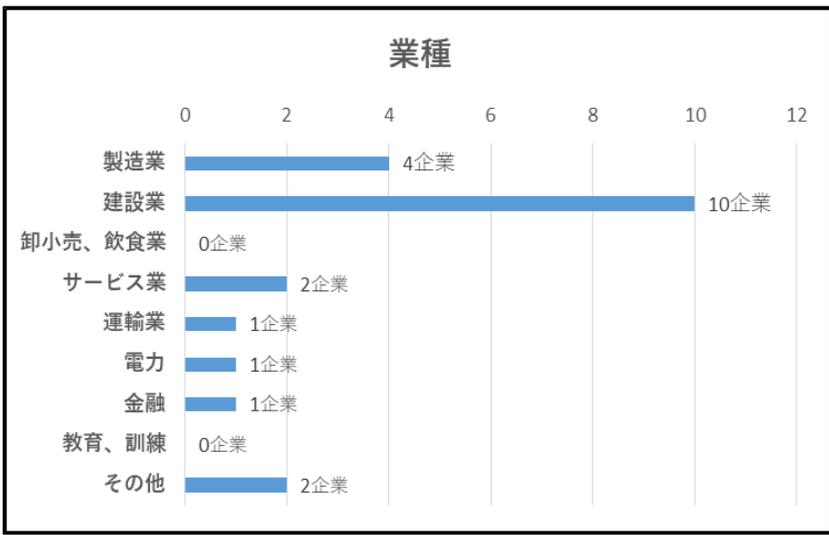
調査期間：令和4年12月14日（水）～28日（水）
 回答者数：市民100名（シルバー人材センター会員にアンケート調査）



(3) デジタル化に関する糸魚川市の現状

アンケート結果（企業）

調査期間：令和4年12月14日（水）～28日（水）
 回答者数：市内21事業所（市企業支援情報登録事業所へアンケート調査）



(4) DX推進計画とSDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国として積極的に取り組んでいます。

本計画では、SDGsの掲げる誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会を目指して、デジタル社会の構築に向けた取組を推進します。



【SDGs17の目標】

<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（性差）の平等を達成し、すべての女性と女児の社会的権利の向上を図る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、生物多様性損失の阻止</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてグリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 平和と包括的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて包括的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある仕事を進める</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	

3 DX推進の基本方針

全市民がデジタルの恩恵を享受できる 「人に優しいデジタル化」

3つの基本方針

暮らしの デジタル化

デジタル技術が生活に溶け込み、
便利で暮らしやすいまちを目指し
ます。

- 行政手続オンライン化の推進
いつでも・どこからでもインタ
ーネットで申請ができる
- 窓口のデジタル化
書かない、待たない、回らない、
ワンストップ窓口の実現

地域の デジタル化

行政、企業などが持つ様々なデー
タが活用され、地域産業の活性化
や新たな産業が生まれることを目
指します。

- デジタルを活用した連携
遠隔医療
- デジタル支援体制の充実
誰でもスマートフォンが使える
スマホ講座等の開催

行政事務（市役所）の デジタル化

行政事務効率化による、質の高い
市民サービスの提供を目指します。

- 行政事務の効率化
紙からデジタル技術を利用した
働き方を加速し、業務を効率化
- 業務システムの最適化
標準化されたシステムを利用す
ることでコストを削減

**糸魚川市のDX推進にあたっては、次の取組を行い、
誰一人取り残さない環境を構築することを前提とします。**

情報格差（デジタルデバイド）対策

- スマートフォン講座など、デジタル化に伴う変革に取り残されない対策
- 利用したくてもできない人へのサポートや環境整備

窓口サービスの向上

- 窓口サービスの向上によって、デジタル以外での利便性を向上
- デジタル化による恩恵を市民全員が享受できるような窓口整備

従来のツール（FAXなど）に取り残される人の解消

- FAXなどの従来のツールが使えない環境の方のための、従来の申請方法の見直し

市民により良いサービスを提供し続けるために、サービスの内容・サービスの作られ方の変革とともに、組織そのものの変革を継続的に行うこと。

一般的な定義

- 情報通信技術（ICT）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること（エリック・ストルターマン教授（DXという概念の提唱者））
- 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省）

上記定義の理由・意図

- 「サービスの作られ方」
 - ユーザーとともにサービスをつくる
- 「組織そのものの変革」
 - 組織そのものが変革できなければ、サービスの本質的な変革は行えないため
- 「提供し続ける」「継続的に行うこと」
 - 一度で終わるものではなく、変革し続けることが重要であるため

なぜ、DXを推進するのか？

- 「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」を実現するため
 - ⇒市民それぞれが幸せに暮らすことができる。
 - ⇒地域・行政組織としての持続可能性が高い。
 - ⇒職員が幸せに働くことができる。



何を行うのか？

- DXは、「サービスの変革」と「組織の変革」を両輪で進める必要がある。
 - ⇒【サービスの変革】
市民・職員などの利用者が使いやすいサービスを徹底的に追求する。
 - ⇒【組織の変革】
行政サービス変革のためにも、組織内で行われるコミュニケーションや仕組みそのものを改善し続ける。



どのように行うのか？

- 目的（ビジョン）と手段（アクション）を行き来し続ける。
- チームのあり方に目を向ける。
- 組織の仕組みづくりを意識する。

「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」 実現のため

目指すべき姿

市民それぞれが幸せに暮らすことができる

市民それぞれの幸せのために、日々の生活の中で自身の時間を有意義に使えていることが大切である。

市民の有意義な時間を確保するためにも、行政手続や申請にかかる時間は最小限にしたい。

また、まちのことを考えたり、まちについて語り合ったりする時間を増やしたい。その会話や時間が未来の糸魚川市につながるため。

地域・行政組織としての持続可能性が高い

市民の幸せとともに、現実問題としては、地域・行政組織が持続可能でなければならない。

地域・行政組織としての収入と支出のバランスを改善していく必要がある。

そのためには、糸魚川市のDXも経営的視点から何をすべきかということを実際に検討していく必要がある。

職員が幸せに働くことができる

DXは当然、市民や地元企業のために行われるものであるが、良いDX事業を生み出すためには、糸魚川市職員が幸せに働くことができていなければならない。

幸せを感じていなければ、良い発想は生まれず、新たな取組に積極的にチャレンジすることもできない。

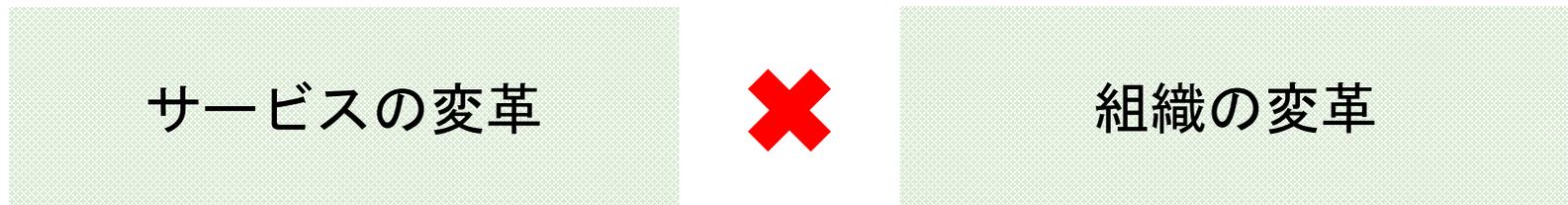
そのため、糸魚川市のDXは、職員が幸せに働くことができる環境づくりを重視する。

(6) 何を行うのか

DXを進めていくためには、「サービスの変革」と「組織の変革」を両輪で進めていく必要がある。

「サービスの変革」をするためには「組織」そのものの変革が必要。コミュニケーションの仕方、議論の仕方なども含めた業務のやり方そのものが良いものにならないければ、サービスを変革できない。

一方で、「サービスの変革」を目指すからこそ、「組織の変革」が進む側面もある。



「チームとしての思考力・創造力」を高めていくことが不可欠であり、次のような思考方法が必要である。

デザイン思考
利用者（市民や職員など）により良いサービスを提供していくために、利用者目線でサービスを考える思考方法

ロジカル思考
課題や事象を明確にして、筋道を立てて結論を出す思考方法

変革を進めるためにも

- 上記の思考を身につけたとしても、担当者が一人で検討した事案に対して、決裁書類ベースで上司がコメントをするようなコミュニケーションでは、良い事業は生み出せない。
- 誰もが意見を言いやすい環境（会議の場、参加者の関係性）でなければ、良いアイデアがあっても提案されない。

(7) どのように行うのか

目的（ビジョン）と手段（アクション）を行き来し続ける

- 目的（糸魚川市はなぜDXに取り組むのか）を明確にすること、問い続けること。
- 具体的な手段を取りながら、目的を更新し続けること。
- 一度明確にして終わりではなく、目的を更新し続けて、常に、糸魚川市として目指すべき方向性について納得感を持っている状態にすること。

チームのあり方に目を向ける

- チームのあり方に目を向けて、チームの質を高めていくこと。
- DX事業として何をやるかの前に、DX事業を考えていく思考・コミュニケーションのスタイルを変革すること。
- 検討したり事業を行ったときには、必ず振り返り、そこから学び続けること。
- DXやAIは、必ず成功する（実運用に乗る）というものではなく、中には失敗するケースも起こりうるが、失敗したとしても、そこから学び、学んだ知は組織内で共有しよう、という文化になっていくことが重要

組織の仕組みづくりを意識する

- 現場任せにしているとうまくいかないし、現場メンバーも大変な思いをする。
- 現場メンバーがDXの検討・推進をしやすい環境・仕組みを組織的に構築していくことが不可欠
- 検討すべきものの例
 - DXを体系的に学ぶ場（DXそのものやDX事業の検討のやり方）
 - DXについての知識を共有する仕組み
 - 予算編成の過程（DX事業への投資判断基準、事業の性質に応じて予算をどこが持つべきか）

4 計画の基本施策

(1)施策の体系

体系	目的
暮らしのデジタル化	<p>サービスの変革</p> <p>市民と行政との接点の改革 市民による行政へのアクセスを簡便化することにより、市民と行政とのコミュニケーションの向上を目指します。 また、市民がデジタル化によるサービスの向上を享受できるよう情報格差を解消します。</p>
地域のデジタル化	<p>サービスの変革</p> <p>市民・地域企業・観光客などがデジタル化により享受するサービスの質を向上します。 (産業、農業、医療、健康増進、交通、防災、教育などへの活用)</p>
行政事務（市役所）のデジタル化	<p>サービスの変革</p> <p>業務プロセスの変革 職員が業務を着実に実施できる状態にし、結果として組織全体の業務コストやミスを抑制します。</p>
	<p>組織の変革</p> <p>学び合い、知を共有する組織文化の構築 庁内体制を整備し、DXによる変革を継続的に行えるようにするとともに、デジタル人材の確保などにより社会的・技術動向を的確に捉えて変革に反映していきます。</p>

(2)実施概要

体系	目的	実施概要
暮らしのデジタル化	サービスの変革	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】納入のキャッシュレス ・【実施中】コンビニ収納の推進 ・【実施中】オンライン申請の拡充
地域のデジタル化	サービスの変革	<ul style="list-style-type: none"> ・【実施中】デジタルデバйд対策 ・【新規】電子地域通貨 ・【新規】遠隔診療の実施 ・【実施中】働き方改革によるテレワーク、ワーケーションの誘致 ・【新規】スマートフォンアプリで健康づくりを促進 ・【新規】タブレットによる保健指導 ・【新規】AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業 ・【新規】補助金・交付金オンライン検索システムの導入（企業支援） ・【実施中】市内企業へのDX推進支援 ・【実施中】IT人材育成による市内企業の雇用促進と業務のデジタル化 ・【実施中】DXによる地元産品の販路拡大
行政事務（市役所）のデジタル化	サービスの変革	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】文書管理システム・電子決裁システムの導入 ・【新規】庁内情報システムの見直し ・【新規】庁外とのコミュニケーションツールの導入 ・【新規】統計情報の共有化 ・【実施中】手書き申請書などの効率的な処理 ・【新規】地元要望のデータベース化による地元と市（全庁）の情報共有 ・【新規】既存データの整理 ・【新規】住民情報などのビッグデータ活用 ・【新規】AI診断による支援制度分析システム ・【新規】施設の備品管理（学校、保育園、幼稚園）
	組織の変革	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】DX人材の確保、育成、外部人材の活用

5 用語集

用語集

AI(Artificial Intelligence)	人工知能のこと。人工的な方法による学習推論、判断等の知的な機能の実現及び人的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。
AI-OCR (Artificial Intelligence Optical Character Recognition)	AIを取り入れた、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能(OCR)のこと。
CIO(Chief Information Officer)	「最高情報責任者」を意味する。 情報戦略を統括し、情報管理、情報システム運用管理など、情報部門を管轄する役職を指す。
CIO補佐官	CIOをサポートし、市のDX推進方針に関する提言や、専門的な立場から国等の動向を踏まえ、必要な支援助言を行う役職を指す。
DX (Digital Transformation)	スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることと言われている。
ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術のこと。

IoT(Internet of Things)	様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み
LGWAN (Local Government Wide Area Network)	自治体間や国の各府省等を接続する行政専用のネットワークのこと。
RPA(Robotic Process Automation)	パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。
遠隔診療	医師—患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行うこと。
オンライン申請	インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするもの

キャッシュレス	現金を使わずに金銭の受け取りや支払いを済ませる決済方法
クラウドシステム	インターネットを介して利用できるコンピュータシステムのこと。
コミュニケーションツール	情報や意思の伝達に使用するツール。最近ではチャット形式のツールが急速に普及している。
コワーキングスペース	様々な年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。
コンビニ収納	公共料金を近くのコンビニエンスストアで24時間支払うことができる決済方法
情報セキュリティ	<p>情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。</p> <p>機密性...情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。</p> <p>完全性...情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。</p> <p>可用性...情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。</p>

データベース	構造化した情報又はデータの組織的な集合のこと。通常はコンピューター・システムに電子的に格納されている。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
電子決裁	紙文書への押印ではなく、情報システム上で意思表示を行うこと。
電子地域通貨	特定された地域内やコミュニティにおいて流通するもので、ICカードやスマートフォンで持ち歩く通貨。経済の地域内循環による自律的な成長や、まちづくりへの活用が見込まれる。

<p>ビッグデータ</p>	<p>人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。</p> <p>総務省は『平成29年版 情報通信白書』において、以下により分類している。</p> <p>オープンデータ...国や地方公共団体が提供するデータ</p> <p>産業データ...企業が保有するパーソナルデータ以外の幅広いノウハウなどのデータと、M2M（Machine to Machine）と呼ばれる産業用機械の機器間通信時のデータで構成される</p> <p>パーソナルデータ...個人の属性情報や移動・行動・購買履歴などの個人情報を含む情報から個人を特定できないように加工したデータ</p>
<p>文書管理システム</p>	<p>文書の保管、活用、廃棄のライフサイクルを一括管理することができるシステム</p>

<p>マイナンバーカード</p>	<p>本人の申請により交付され、マイナンバー（個人番号）を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのこと。</p> <p>マイナンバー...日本国内に住民票を有する全ての者が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。</p>
<p>マイナンバー利用事務系ネットワーク</p>	<p>国民健康保険や税など、個人番号利用事務に関わる情報システムが接続するネットワークのこと。</p>
<p>ワーケーション</p>	<p>Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。</p>

糸魚川市DX推進計画

編集・発行 令和5年3月

糸魚川市 総務部 総務課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL 025-552-1511（代） FAX 025-552-8955

URL <https://www.city.itoigawa.lg.jp/>

E-mail soumu@city.itoigawa.lg.jp

保育所等の民営化の検討(あり方検討)について

第1回行政改革推進会議
令和6年7月8日
取組項目 No.2

1 学区別に見た子どもの数の推移(推計含む)

区分 学区	平成24年(人) (2012/3/31)			令和4年(人) (2022/3/31)			平成24年を100%とした 令和4年の割合			令和14年推計(人) (同一割合で推移すると仮定)			公立		私立	
	幼・保 0-5歳	小学生 6-11歳	中学生 12-14歳	幼・保 0-5歳	小学生 6-11歳	中学生 12-14歳	幼・保 0-5歳	小学生 6-11歳	中学生 12-14歳	幼・保 0-5歳	小学生 6-11歳	中学生 12-14歳	保育園 7園(休2)	幼稚園 2園	保育園 6園	認定こども園 4園
磯部小学区	54	70	41	23	26	25	42.6%	37.1%	61.0%	10	10	15	-	-	筒石保育園	-
能生小学区	170	190	104	124	173	83	72.9%	91.1%	79.8%	90	158	66	-	-	いずみ保育園	能生保育園
中能生小学区	47	74	50	24	44	20	51.1%	59.5%	40.0%	12	26	8	-	-	-	おひさま保育園
南能生小学区	40	36	23	10	17	16	25.0%	47.2%	69.6%	3	8	11	-	-	木浦保育園	
木浦小学区	25	28	20	13	9	12	52.0%	32.1%	60.0%	7	3	7	-	-		
能生中学区計	336	398	238	194	269	156				122	205	107				
下早川小学区	78	107	59	50	69	37	64.1%	64.5%	62.7%	32	44	23	大和川保育園	-	はやかわ保育園	-
大和川小学区	219	234	129	104	179	99	47.5%	76.5%	76.7%	49	137	76			いくみ保育園	
糸魚川東中学区計	297	341	188	154	248	136				81	181	99				
西海小学区	89	114	54	28	69	47	31.5%	60.5%	87.0%	9	42	41	西海保育園	-		
糸魚川東小学区	305	325	151	270	278	150	88.5%	85.5%	99.3%	239	238	149	糸魚川東保育園	-		
糸魚川小学区	423	487	252	295	378	232	69.7%	77.6%	92.1%	206	293	214	中央保育園 やまのい保育園	-	ひまわり保育園	糸魚川幼稚園 がが天使幼稚園
大野小学区	58	74	47	41	52	37	70.7%	70.3%	78.7%	29	37	29	大野保育園			
根知小学区	47	31	21	15	26	22	31.9%	83.9%	104.8%	5	22	23	(根知保育園)			
糸魚川中学区計	922	1,031	525	649	803	488				488	632	456				
田沢小学区	250	286	133	96	187	123	38.4%	65.4%	92.5%	37	122	114		田沢幼稚園	-	-
青海小学区	148	149	92	106	117	58	71.6%	78.5%	63.0%	76	92	37	寺地保育園	青海幼稚園		
青海中学区計	398	435	225	202	304	181				113	214	151				
合計	1,953	2,205	1,176	1,199	1,624	961				804	1,232	813				

※70%以下 50%以下

2 現状と課題

- ・公営と民営、保育園、幼稚園と認定こども園など、さまざまな運営形態がある。
- ・園児数の減少等の影響により、閉園又は休園となる園が生じてきた。(汐路、浦本、根知)
- ・保育士、幼稚園教諭、看護師など、専門職の確保が困難な状況がある。
- ・特別支援や医療的ケアが必要となる園児が増えており、現場の対応が困難になってきている。
- ・園児数は減少傾向だが、多くの職員配置が必要な未満児の入所は増加傾向である。
- ・全国的に民営化しても園児数によっては運営が維持できない状況である。

3 あり方検討の進め方(令和6年度予定)

【目的】質の高い教育保育の実現を目指し、持続可能な保育所等の運営を行うため、人口推計による「適正な規模と配置」と公私連携方式を軸とした「民営化」の視点を持って検討する。

- ・社会福祉法人理事等との意見交換(5月、10月)
- ・公私連携方式の先進地視察(6月)
- ・保護者会連絡協議会等との意見交換(7月、8月)
- ・子ども子育て会議での方針案協議(3回)
- ・適正配置計画の策定(3月)

4 公立私立 保育所幼稚園一覧表(令和6年度)

No.	公・私	名 称	住 所	認可 定員	R6.4.1 園児数
1	公	大和川保育園	大和川978	60	44
2	公	西海保育園	水保1843	60	26
3	公	糸魚川東保育園	東寺町2-4-2	140	105
4	公	中央保育園	横町2-7-20	105	60
5	公	やまのい保育園	上刈1-14-1	140	101
6	公	大野保育園	大野1980-1	60	28
7	公	寺地保育園	寺地150-1	60	32
8	公	田沢幼稚園	田海13-2	140	39
9	公	青海幼稚園	青海675	120	35
10	公	根知保育園(R5.4.1～休園)	山口120-2	30	0
11	私	(福)一心会 筒石保育園	筒石369-2	30	9
12	私	(福)光栄会 能生保育園 (※認)	能生6856-7	80	40
13	私	(福)大泉会 いずみ保育園	能生1170-30	45	34
14	私	(福)みその会 おひさま保育園 (※認)	小見890-3	65	42
15	私	(福)五友会 木浦保育園	木浦3780	25	16
16	私	(福)慈光会 はやかわ保育園	上覚33	55	32
17	私	(福)瑞雲会 いくみ保育園	田伏1208	70	40
18	私	(学)いといがわ学園 糸魚川幼稚園 (※認)	寺町1-7-12	120	74
19	私	(学)聖母学園 糸魚川カトリック天使幼稚園 (※認)	中央2-1-40	135	49
20	私	(株)エム・アイディ・ジャパン ひまわり保育園	寺島3-2-40	19	16
				1,559	822

(※認)・・・認定こども園

5 市内出生者数の推移

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市内出生数(誕生月集計)	件数	210	178	172	148	135
	対前年比	104.0%	84.8%	96.6%	86.0%	91.2%

学校給食調理等業務 市内小中学校の状況

R6.4.1現在

No.	学校名	住所	児童・生徒数の推移 (見込み)				給食調理の状況			備考
			R6	R7	R8	R9	給食 方式	施設 経過 年数	調理員 人数	
1	下早川小学校	大字日光寺322	66	58	59	50	自校 直営	43年	2	
2	大和川小学校	大字田伏87	147	142	130	116	自校 直営	39年	5	
3	西海小学校	大字羽生1937	50	44	42	33	自校 直営	19年	2	
4	糸魚川東小学校	東寺町2-4-1	280	294	294	274	自校 直営	45年	6	・うち正職員1人
5	糸魚川小学校 ひすいの里総合学校	中央1-2-1	385	351	325	319	親子 直営	12年	9	・糸小→ひすい (併設) ・うち正職員1人
6	大野小学校	大字大野2044-1	39	40	43	39	自校 直営	25年	2	
7	根知小学校	東中5121-1	12	11	8	10	自校 直営	52年	2	
8	田沢小学校 青海中学校	田海13-2 寺地1160	323	289	286	258	親子 直営	18年	7	・田沢小→青海中 配送 ・配送員は業者 委託
9	青海小学校	青海382	99	106	104	97	自校 直営	52年	3	
10	糸魚川東中学校	大字梶屋敷433	132	130	127	127	自校 直営	12年	4	
11	糸魚川中学校	上刈4-1-1	431	428	391	391	自校 直営	28年	11	
小計			1,964	1,893	1,809	1,714			53	正職員2人
12	磯部小学校 能生小学校 南能生小学校 中能生小学校 能生中学校	大字筒石500 大字能生4485 大字溝尾2991-4 大字平404 大字能生2643	395	369	364	354	給食センター 民間委託	15年	延べ 20人	・H26～民間委託 開始 ・人数は配送員、 配膳員を含む
合計			2,359	2,262	2,173	2,068			73	

※令和7年度からNo.1～11の学校給食業務を民間委託する予定。

糸魚川市公共施設等総合管理指針【概要】

(令和3年3月18日改訂版)

1 公共施設の状況(令和2年4月1日現在)

No.	分類	施設数	延床面積 (㎡)
1	市民文化系施設	46	39,773.65
2	社会教育系施設	10	8,837.50
3	スポーツ・レクリエーション系施設	51	39,068.74
4	学校教育系施設	21	114,002.70
5	子育て支援施設	13	9,629.23
6	保健・福祉施設	7	6,475.17
7	医療施設	5	2,468.44
8	行政系施設(庁舎・車庫等)	12	16,672.32
9	行政系施設(消防施設)	95	8,228.41
10	公営住宅	17	30,942.30
11	公園	57	1,841.45
12	供給処理施設	4	8,332.20
13	その他の行政財産	21	6,734.28
	合計	359	293,006.39

2 インフラ資産の状況(令和2年4月1日現在)

分野	区分	保有量			
		施設数	実延長	面積	
道路	市道(一般道路)	—	840,943m	3,737,165 ㎡	
	市道(自転車歩行者道)	—	50,564m	147,375 ㎡	
	トンネル	2 箇所	—	—	
	農道、林道	—	474,414m	—	
橋梁	市道	528 本	7,798m	51,247 ㎡	
	農道、林道	69 本	2,123m	13,109 ㎡	
上水道	導水管・送水管・配水管	—	361,582m	—	
下水道	管渠	—	351,368m	—	
その他	ガス	導管	—	351,933m	
		ガスホルダー	6 基	—	
	簡易水道	導水管・送水管・配水管	—	228,922m	—
	公園	準用河川	13 箇所	—	—
		都市公園	66 箇所	—	814,182 ㎡
	その他	その他	52 箇所	—	2,078,224 ㎡
消防施設	防火水槽	505 箇所	—	—	

2 課題

(1) 公共施設

① 保有する施設面積が過大

市民1人あたりの総延床面積は、7.43㎡（全国平均は約3.82㎡、人口3～5万人の市町村の平均は約5.19㎡）で、市が保有する施設面積は過大と言える。

② 老朽化対策が必要

公共施設全体のうち、建築後10年以上30年未満の公共施設が50.7%を占めているため、当面は劣化した箇所や設備などの大規模改修が必要となる。その後、2032年（令和14年）以降には、耐用年数の経過による更新（建替え）時期が到来する。

③ 更新費用が膨大

現有する施設を今後もすべて同規模で更新する場合、試算では今後40年間で総額1,235億円、年平均で30.9億円という膨大な費用が必要になる。

将来の負担を考えると、今後、施設の更新や整備を行う際には、必要性を十分検討し、費用を抑制していく必要がある。また、予防保全計画や長寿命化計画により、費用の平準化を図ることが不可欠である。

(2) インフラ資産

インフラ資産も公共施設と同様に更新問題を抱えており、試算では、今後40年間で総額1,224.9億円、年平均で30.6億円という膨大な費用が必要になる。

市民にとって、インフラ資産は重要な生活基盤であり、有事の際の市民の生命線でもあることから、簡単に総量を減らすことはできないが、可能な限り総量の適正化に努めるとともに、長寿命化計画の策定によって、更新費用の平準化や適正管理を進めていく必要がある。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

基本方針1	社会情勢の変化に応じた適正配置を進める！
基本方針2	マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う！
基本方針3	長寿命化を図る！
基本方針4	財政負担を軽減・平準化する！

第1回行政改革推進会議
令和6年7月8日
取組項目 No.5

第三セクターの状況

◇地方公共団体として糸魚川市のみが出資している第三セクター

No.	名 称	設立年	出資総額	市出資額	割合	備 考	主たる事業
1	糸魚川タウンセンター株式会社	H7	100,000 千円	38,400 千円	38.4%	8 千円 × 4,800 株	テナント、駐車場、貸室、その他
2	株式会社能生町観光物産センター	S63	43,000 千円	21,500 千円	50.0%	50 千円 × 430 株	商品販売、テナント
3	火打山麓振興株式会社	H10	50,000 千円	25,000 千円	50.0%	50 千円 × 500 株	スキー場、ゴルフ場、売店・食堂
4	株式会社タブの木	H8	19,000 千円	2,500 千円	13.2%	50 千円 × 50 株	商品販売、食堂
5	姫川港運有限会社	S54	5,000 千円	500 千円	10.0%	50 千円 × 10 株	海運事業

◆サウンディング型市場調査（概要）

サウンディング型市場調査とは、市有地等の活用などの検討段階において、民間事業者等から 広く意見・提案を募集し、「対話」を通し、そのニーズや利活用の可能性、具体的な活用方法を把握することを目的とする調査です。
市ではいただいた提案内容等を参考に公募条件等を精査し、利活用希望者を公募します。

【課題】 ○市や地域の活用アイデアの不足 ○民間ニーズ等に関する情報不足



民間との対話（サウンディング）

サウンディング型市場調査のメリット

- ◆中・長期的な市場動向の把握
- ◆市有地等の潜在的な可能性の収集
- ◆市の施策方針にあう公募条件の設定

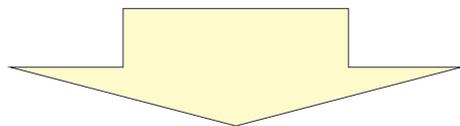
ガス・水道・下水道事業の官民連携の検討

1. 令和4年度の検討	
(1) 現状と課題、課題解決策 P1
(2) 選定した事業方式 P2
2. 令和5年度の検討	
(1) 業務範囲の検討 P6
(2) 官民共同出資会社の検討 P7
(3) 地元業者への説明 P10
(4) 官民連携導入の今後の進め方 P11

1. (1) 現状と課題、課題解決策

ア. 現状と課題

①技術者の確保・技術継承	②長期的な収益減少	③管路・施設の維持管理	④4事業一体での市民サービス提供
<ul style="list-style-type: none">職員の多くが50代であり、職員確保や次世代の育成が喫緊の課題である。	<ul style="list-style-type: none">人口減少に伴う長期的な収益減少が見込まれる。	<ul style="list-style-type: none">広い区域に点在する管路・施設の維持管理、トラブル対応に苦慮している。	<ul style="list-style-type: none">現状では、4事業一体での市民サービスを提供しており、引き続きのサービス維持が望まれる。



イ. 課題解決策

①技術者の確保と技術継承の仕組みづくり	②コスト縮減	③維持管理の効率化・高度化	④市民サービスの維持・向上
<ul style="list-style-type: none">民間による事業運営の補完体制や人材育成体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none">4事業一体で事業発注を行うことにより、コスト縮減効果の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none">民間のノウハウや先進技術の活用により、維持管理の効率化・高度化を図る。	<ul style="list-style-type: none">4事業一体で事業発注を行うことにより、市民サービス提供の維持を図り、ガス事業における新たな料金メニュー設定などでサービス向上を図る。

1. (2) 選定した事業方式

いずれの方式も、4事業一体で事業発注を行う。

事業	方式1 包括委託	方式2 公共施設等運営事業+包括委託	方式3 事業譲渡+包括委託
ガス	包括委託	公共施設等運営事業	事業譲渡
下水道			包括委託
水道 簡易水道			

※包括委託には指定管理者制度の併用も検討する。

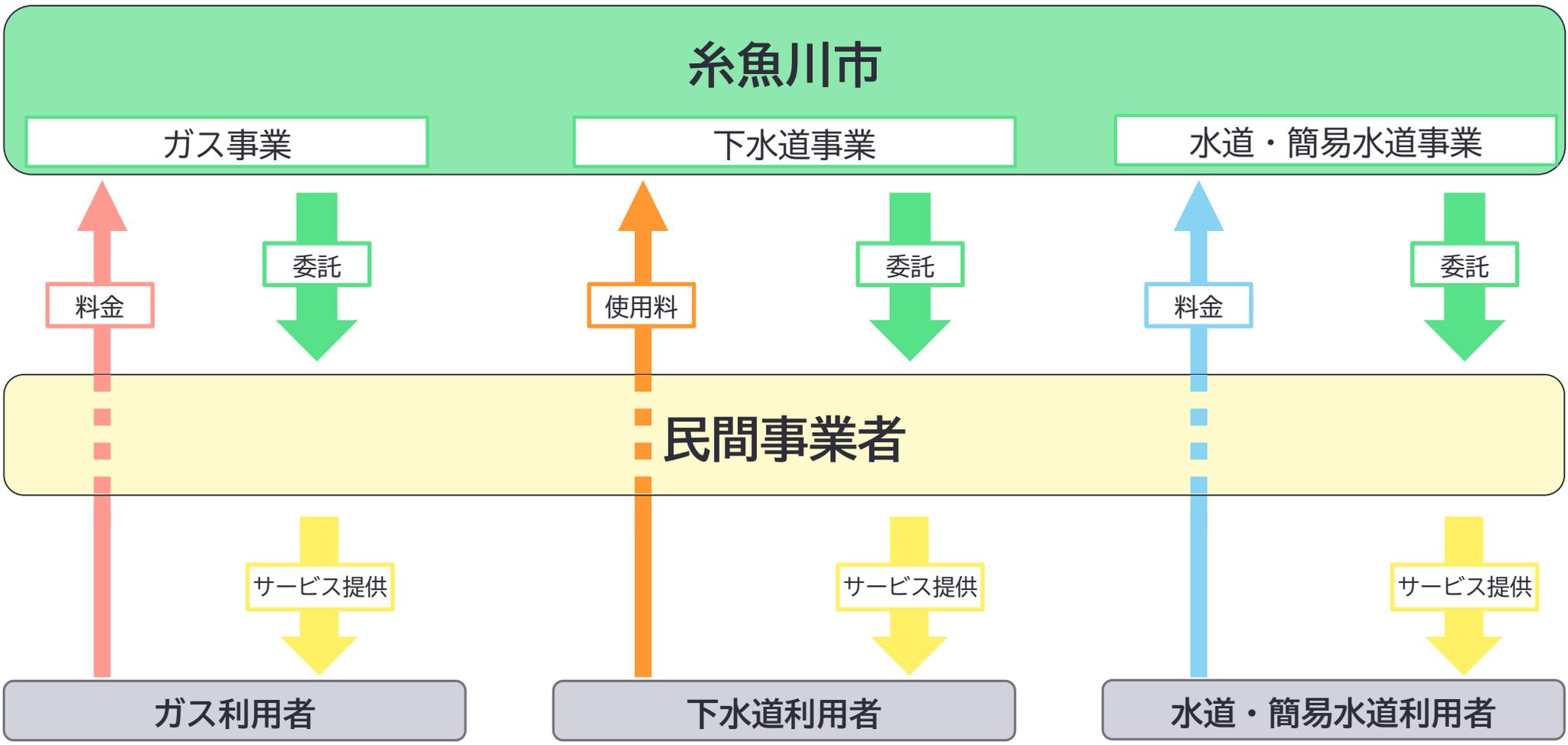
【参考】官民連携手法の概要

	包括委託	公共施設等運営事業	事業譲渡
概要	複数の業務を包括的に委託する。	公共が施設を所有しながら施設を民間が運営する。	事業の全体を民間へ有償譲渡する。

事業期間	5年程度
料金収受	市：ガス・水道・簡易水道・下水道

方式1 包括委託

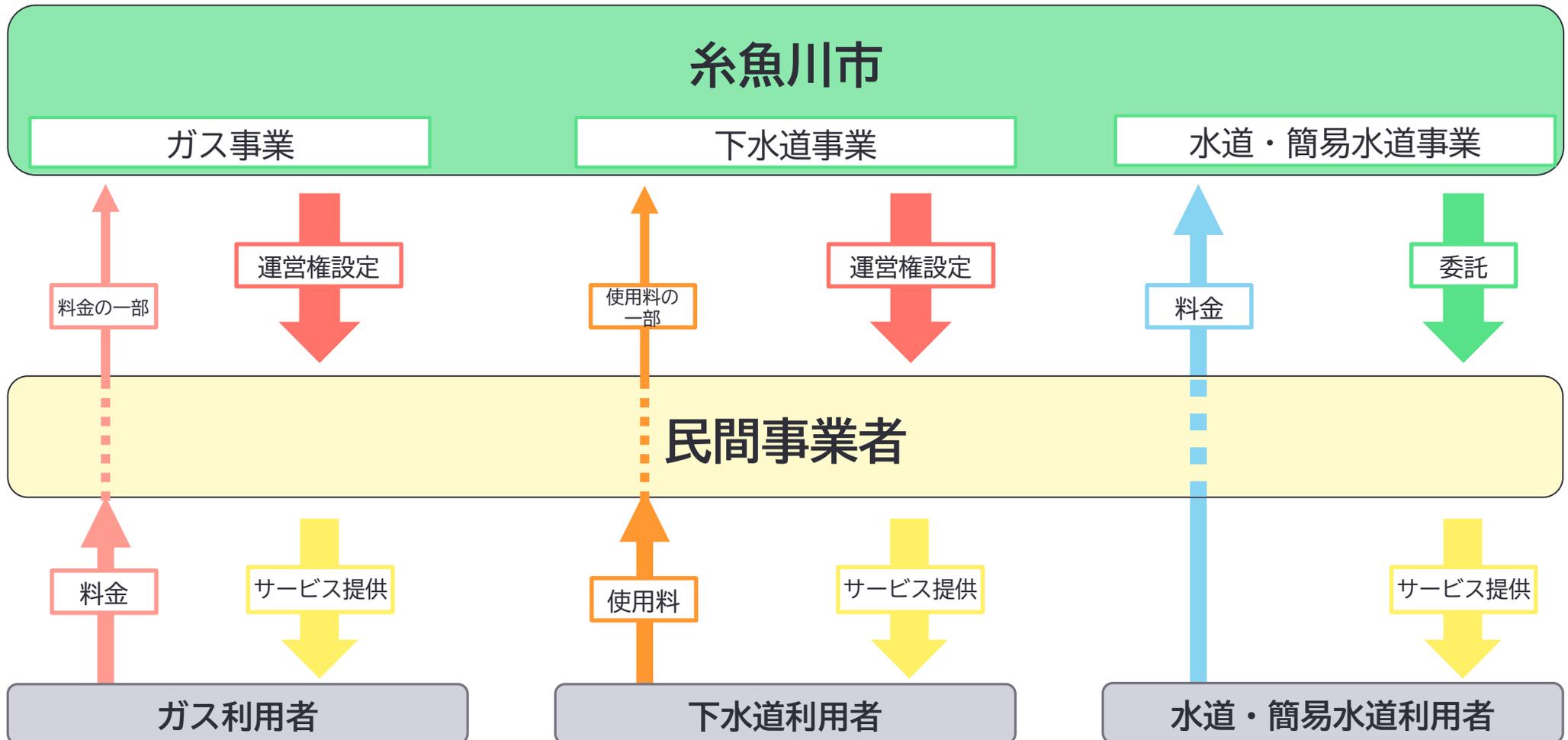
- 4事業の業務を包括的に委託するもので、民間事業者から利用者へサービス提供を行い、市が料金を収受する。



事業期間	15～20年
料金収受	民：ガス・下水道(一部は市) 市：水道・簡易水道

方式2 公共施設等運営事業＋包括委託

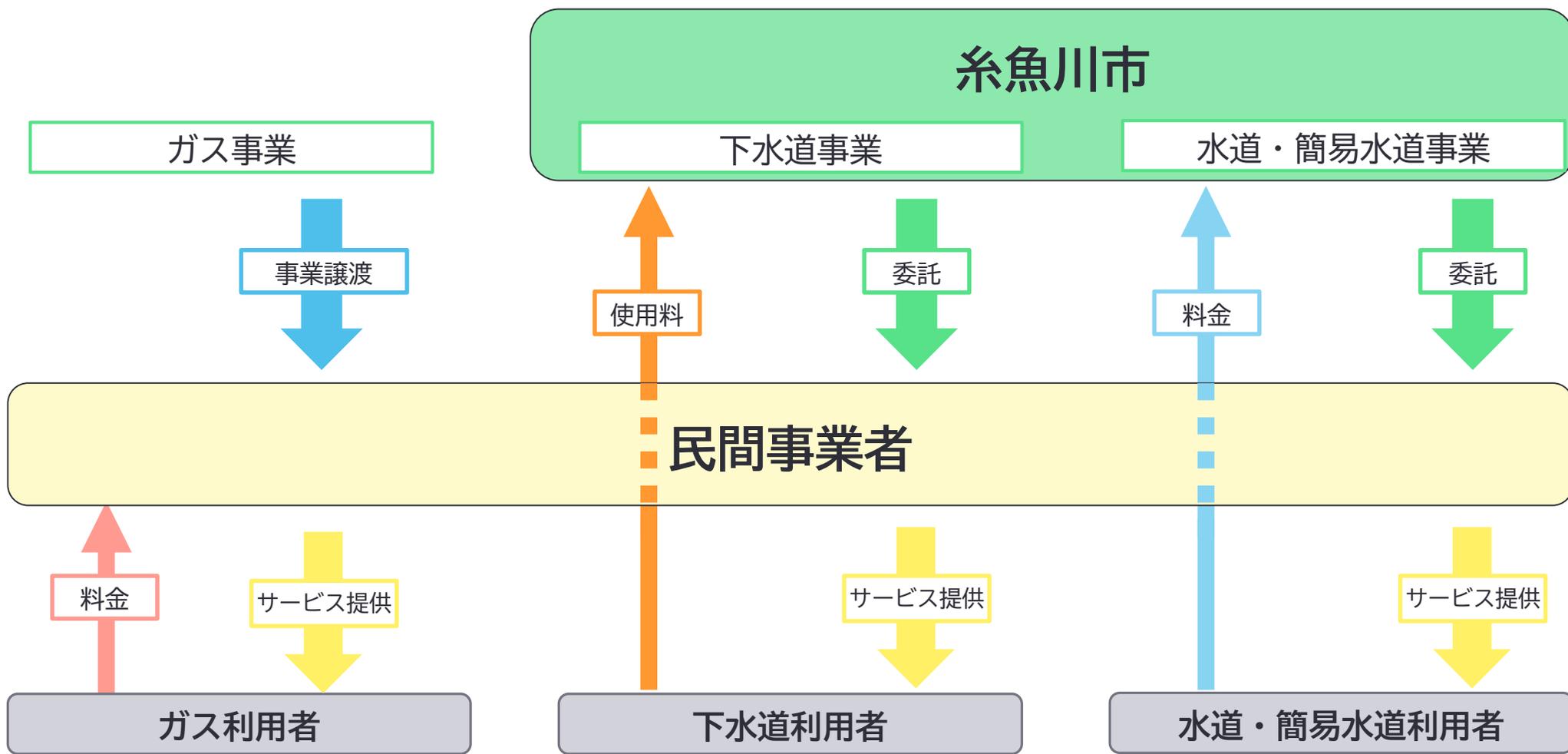
- ガス・下水道事業は、民間事業者に公共施設等の運営権を設定し、市と民間事業者との契約の範囲内で利用者へのサービス提供を行い、民間事業者が料金を収受する。
- 水道・簡易水道事業は、業務を包括的に委託するもので、民間事業者から利用者へサービス提供を行い、市が料金を収受する。



事業期間	5年程度（ガスは無期限）
料金収受	民：ガス 市：水道・簡易水道・下水道

方式3 事業譲渡＋包括委託

- 下水道・水道・簡易水道事業は、業務を包括的に委託するもので、民間事業者から利用者へサービス提供を行い、市が料金を収受する。
- ガス事業は、当該民間事業者へ事業譲渡し民営事業となるため、民間事業者が利用者へサービス提供を行い、民間事業者が料金を収受する。



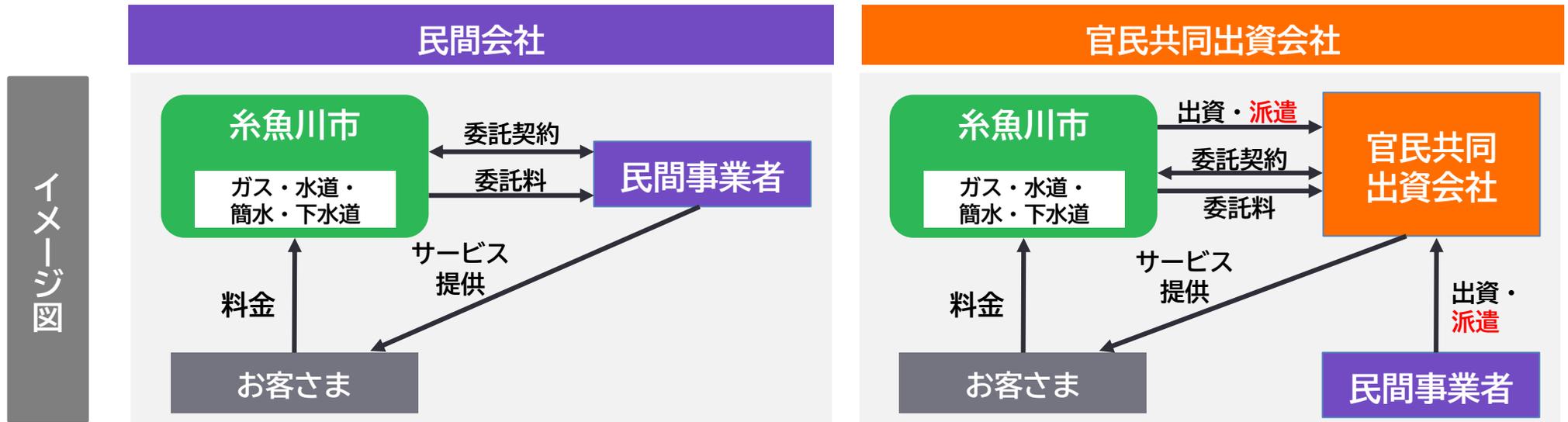
2. (1) 業務範囲の検討

凡例：□ 市が実施 □ 民間が一部実施 □ 民間が実施 □ 民間へ譲渡

主な業務分担			現行			方式1 包括委託			方式2 公共施設等運営事業＋ 包括委託			方式3 事業譲渡＋包括委託		
			ガス	下水道	水道 簡易水道	ガス	下水道	水道 簡易水道	ガス	下水道	水道 簡易水道	ガス	下水道	水道 簡易水道
			一部個別委託			包括			公共施設等運営		包括	譲渡	包括	
日常 業務	施設	運転維持管理・修繕	監視	運転管理	点検									
	管路	維持管理・修繕	点検	点検・清掃										
	窓口・検針・料金徴収		検針											
	災害対応					現場対応			現場対応				現場対応	
整備 業務	施設	設計・工事	設計											
	管路	設計・工事	設計							設計		設計		
	整備計画策定					計画策定支援					計画策定支援		計画策定支援	
管理 業務	経理事務					経理事務支援			経理事務支援				経理事務支援	
	契約事務													
経営 計画	経営(料金決定)								料金上限は市が設定					
	長期計画策定					計画策定支援			計画策定支援				計画策定支援	
ガス 小売	ガス料金メニュー設定・ 顧客開拓					顧客開拓								

2. (2) 官民共同出資会社の検討

ア. 官民共同出資会社とは



特徴

会社への関与	市は出資しないので、株主としての権利は行使できない。	一定以上の出資（1/3超）を行うことで、会社の解散や定款変更などの重要事項について、市が株主として関与(拒否)できる。
職員派遣	市からの職員派遣はできない。次期委託で民間企業が変わるとそれまでの技術が継承されない可能性がある。	市、民間企業双方から職員派遣ができるので、双方の知見を継承可能
手続面	通常の事業者選定により実施可能	市による出資、条例改正などが必要となる。

2. (2) 官民共同出資会社の検討

イ. 官民連携事業の実施主体を官民共同出資会社としたい理由

官民連携を導入する場合、広範囲の業務を民間事業者に一体的に委託することになるため、市側の業務への関与が少なくなり技術力の低下が懸念される。市側の技術力の維持策として、官民共同出資会社を導入したい。

ウ. 官民共同出資会社の条件

- (ア) 市は官民共同出資会社に対して損失補填をしない。
- (イ) 市側の技術力の維持策として、市職員の派遣を実施する。
- (ウ) 重要な経営判断を市がコントロールできるようにするため、市の出資比率は1/3超とする。
- (エ) 民間の経営責任を明確化するため、民間の出資比率は1/2超とする。

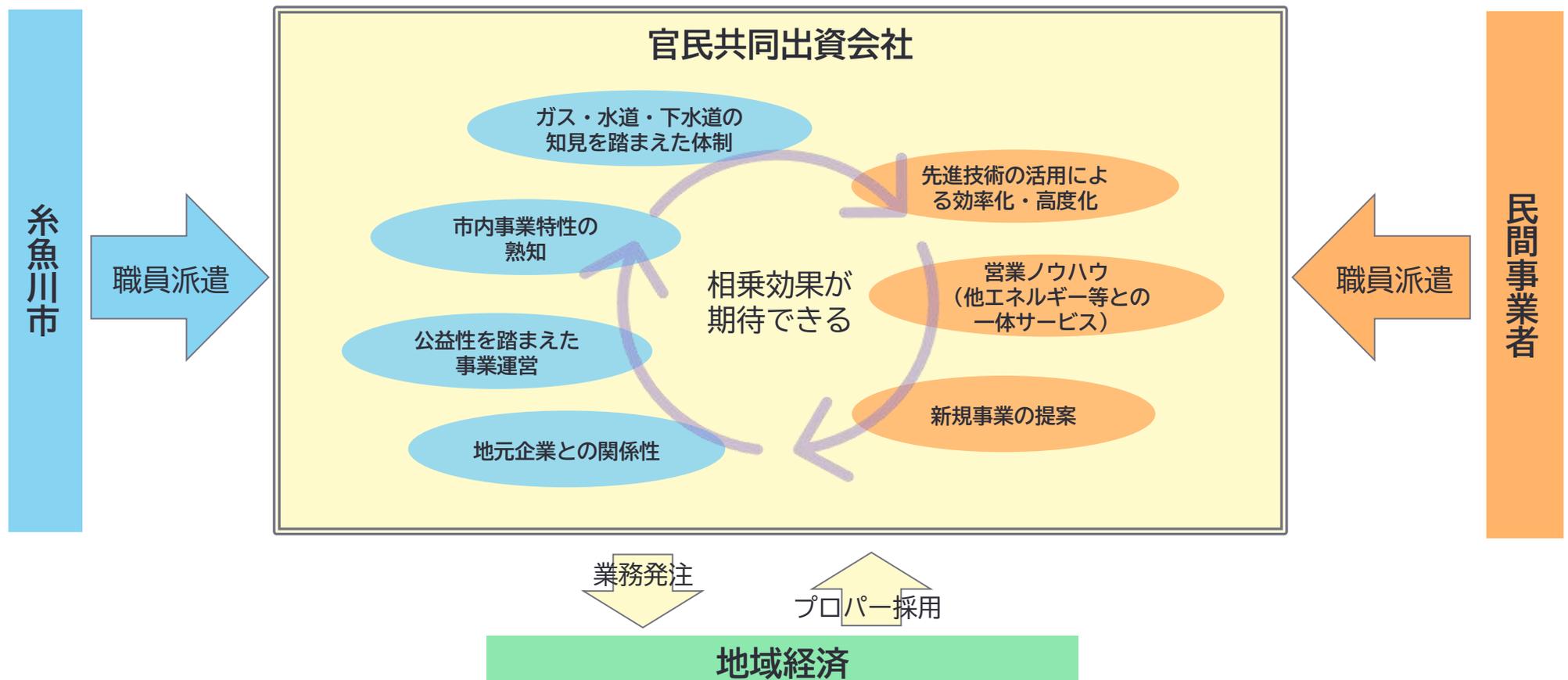
エ. 市職員の退職派遣制度の概要

- (ア) 根拠法 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（第10条）
- (イ) 派遣先 市が出資している株式会社のうち、条例(※)で定める法人 (※)公益的法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例
- (ウ) 派遣期間 最長3年

2. (2) 官民共同出資会社の検討

オ. 官民共同出資会社の効果

- ・ 双方の出向者が協業することで、市側の市内事業特性などの知見や民間側の先進技術などの知見の両方が官民共同出資会社に継承できる。
- ・ 将来的には、業務未経験の市職員も派遣により現場での技術習得ができる。
- ・ 地域において必要な技術者を確保・育成することで、災害時応急体制の向上が期待できる。



2. (3) 地元業者への説明

ア. 目的

官民連携を導入する場合、広範囲の業務を民間事業者に一体的に委託することになるが、管路工事や緊急時の対応などの業務は地元業者が支えてきており、業務範囲を拡大した際にも重要な役割を担う必要があるため、官民連携に関する情報提供を行うとともに、意見交換を実施した。

イ. 時期 令和5年6月～11月

ウ. 対象 管工事業者、電気・機械設備業者、浄化センター維持管理業者など

エ. 主な要望・意見

- 地元業者が受注できるような仕組みなど、地元業者重視は最優先事項として進めてもらいたい。
- これまでどおりガス水道一体での施工、市からの発注を希望する。
- 官民連携導入後も企業として受注できる努力をしていきたい。
- 人材不足の中で、長期契約ができる見通しが立たない。

オ. 今後の対応

官民連携の導入に対する明確な反対意見はなかったが、今後に対する不安の声もあったことから、引き続き意見交換をしていく。

2. (4) 官民連携導入の今後の進め方

ア. 官民連携導入の方針決定

ガス上下水道事業の官民連携導入について、外部有識者（官民連携あり方検討委員会）の意見を参考にしながら、令和6年9月までに最終方針を決定する。

イ. 官民連携あり方検討委員会

(ア) 令和4年度の官民連携可能性調査で選定した3方式から選択するものとし、いずれの方式も4事業一体で事業発注を行うものとする。

事業	方式1 包括委託	方式2 公共施設等運営事業+包括委託	方式3 事業譲渡+包括委託
ガス	包括委託	公共施設等運営事業	事業譲渡
下水道		包括委託	包括委託
水道・簡易水道			

(イ) 委員構成は6名程度（学識経験者、公認会計士など）

(ウ) 令和6年3月から同年8月までの5回程度開催を予定

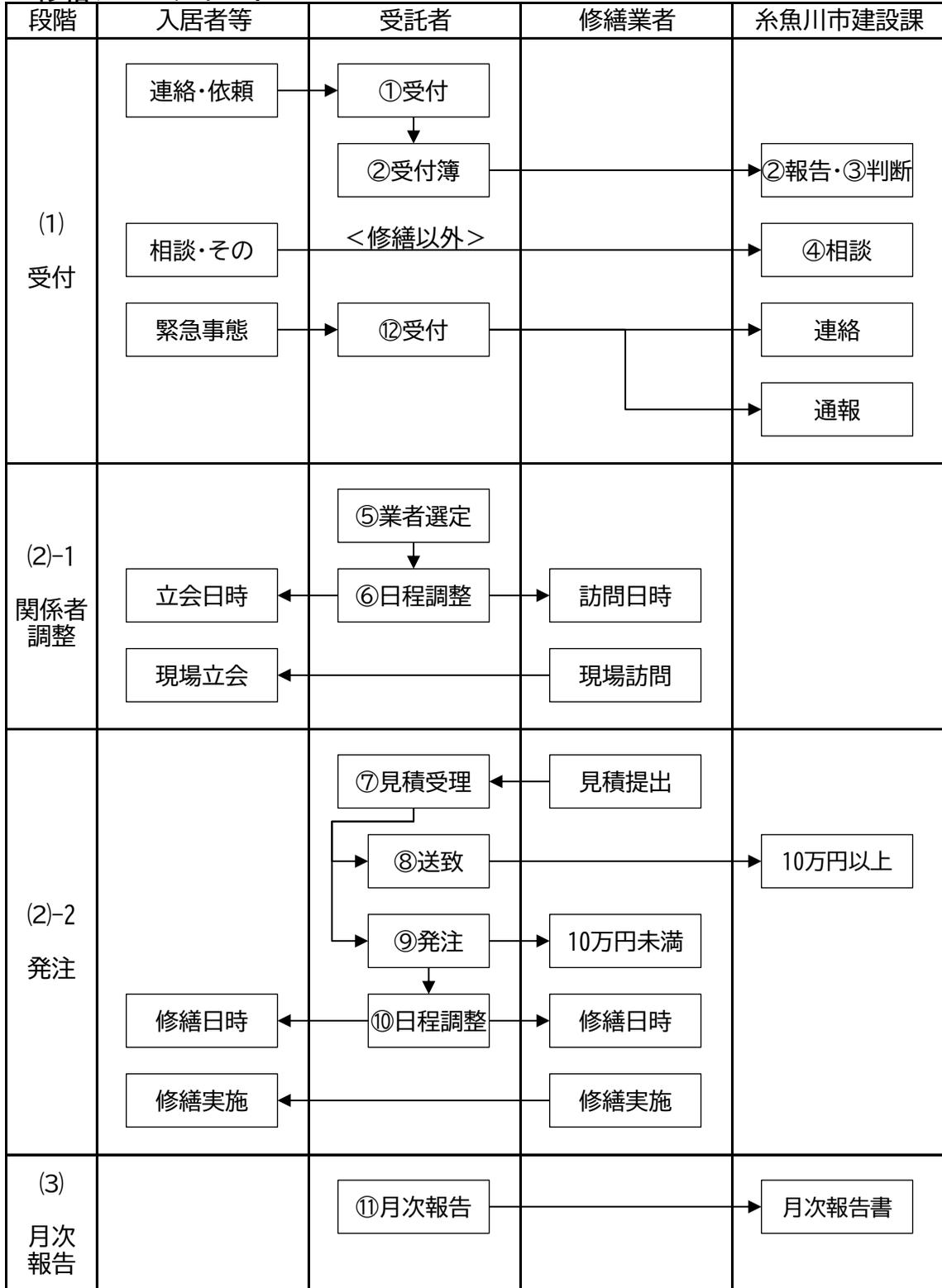
2. (4) 官民連携導入の今後の進め方

ウ. 想定スケジュール

令和5年度	3月	官民連携あり方検討委員会
令和6年度	4月～8月	
	9月	官民連携導入の市方針を決定
	10月～3月	公募資料の検討
令和7年度	4月～9月	
	10月	公募開始
	10月～3月	公募期間
令和8年度	4月～9月	
	10月	事業者決定
	10月～3月	引継期間
令和9年度	4月	事業開始

公営住宅修繕管理業務マニュアル

■修繕フローチャート



■受付マニュアル

入居者から入電



(1) 住宅に関する修繕の依頼

- ① 住宅名、号棟、号室、氏名を確認する
- ② 修繕箇所はどこか（入居者負担修繕の場合はその旨を説明する）
- ③ 在宅状況は（日中在宅か、希望訪問日時は）
- ④ 相手の連絡先を確認する
- ⑤ 不明な点があれば、再度連絡させてもらう旨を伝える
- ⑥ 上記①～⑤確認後、修繕業者へ連絡し、訪問日程等を調整する。

(2) 修繕以外の手続など 建設課管理住宅係に連絡するよう伝える

- ① 入退去
- ② 家賃、駐車場使用料
- ③ 入居者の異動（転出入、結婚・離婚）
- ④ 入居者間トラブル
- ⑤ 共用部（階段、駐車場、通路、緑地等）に関する問い合わせ
- ⑥ 駐車場除雪に関する問い合わせ

(3) 緊急事態

- ① 状況を確認し、必要に応じて関係機関へ連絡する。

事案	緊急連絡先	電話番号
火災	糸魚川市消防署	119
緊急事態	糸魚川警察署	110
停電	東北電力ネットワーク糸魚川配電課	025-553-0725

(4) その他

- ・ 入居者からの問い合わせは、様々な内容があります。判断に困る場合は、担当課へご相談ください。
- ・ 「電球が替えられない」「トイレが流れない（汚物詰り）」「動物が死んでいる（鳥、猫）」「蜂の巣がある」など、修繕以外の問い合わせのうち受託事業者で対応できるものは、別途お申し出ください。